

改正案	現行
<p>社会資本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会資本整備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。</p> <p>（小委員会の設置）</p> <p>第一条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。</p> <p>2 小委員会の議決は、河川分科会長が適当と認めるときは、河川分科会の議決とすることができる。</p> <p>（小委員会の委員）</p> <p>第二条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第四条第五項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、河川分科会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。</p> <p>（委員長）</p> <p>第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。</p> <p>2 小委員会は、委員長が招集する。</p> <p>3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。</p> <p>4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかに調査審議結果を河川分科会長に報告するものとする。</p> <p>（議事）</p> <p>第四条 小委員会は、委員等の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 小委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第四条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。</p>	<p>社会資本整備審議会運営規則第十条の規定に基づき、社会資本整備審議会河川分科会運営規則を次のとおり定める。</p> <p>（小委員会の設置）</p> <p>第一条 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。</p> <p>（小委員会の委員）</p> <p>第二条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第四条第五項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、河川分科会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。</p> <p>（委員長）</p> <p>第三条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、河川分科会長が指名する。</p> <p>2 小委員会は、委員長が招集する。</p> <p>3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。</p> <p>4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を河川分科会長に報告するものとする。</p> <p>（議事）</p> <p>第四条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第四条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成十三年九月十九日から施行する。</p>